

随意契約理由書

件名	長田区駒ヶ林町他細街路整備工事	
契約の相手方	株式会社 一剛組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、長田区駒ヶ林町6丁目、駒ヶ林町2丁目、久保町7丁目において、細街路整備を行う工事である。 工事契約にあたって、制限付一般競争入札に付したが、令和2年7月31日の開札の結果、落札者がなかった。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記請負人を随意契約の相手方とする。 なお、上記請負人は長田区に本社があり、施工場所にも近く、西部・中部管内をはじめ、細街路整備工事に関し多数の実績があり十分な施工能力を有しており、安全・円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局 市街地整備部 都市整備課	(電話番号 078-595-6768)